

南多摩斎場受付システム利用に係る遵守事項

1 趣旨

南多摩斎場受付システム利用に係る遵守事項（以下「遵守事項」という。）は、南多摩斎場受付システム（以下「受付システム」という。）を利用する者が遵守しなければならない事項を定めるものである。

2 受付対象

受付システムにおける受付対象は、火葬室（遺体・死胎・改葬）、式場（通夜・告別式）、通夜待合室の予約とする。

3 ログインIDの交付

受付システムを利用して南多摩斎場の施設の申込みを行おうとする者（以下「利用者」という。）は、南多摩斎場受付システム利用届出書（以下「届出書」という。）を提出し、ログインID（以下「ID」という。）の交付を受けなければならない。

4 利用停止及び登録の取消

南多摩斎場組合（以下「組合」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、受付システムの利用を停止し、または登録を取消することができる。

- （1）必要以上に申込みの登録、登録内容の変更、申込みの取消しを行ったとき。
- （2）故意に正常な受付システムの運用及び組合運営を妨害したと組合が認めたとき。
- （3）この遵守事項に違反したとき。
- （4）「南多摩斎場ご利用の手引き」に従わず、運営に支障をきたすと組合が認めたとき。
- （5）その他管理上支障があると認めたとき。

5 ID及びパスワードの管理

受付システムのID及びパスワードについて、代表者他の利用者の増減・交代等の異動があった場合は、速やかにパスワードを変更する等、届出書の代表者の責任において適正に管理するものとする。

なお、不正利用等による損害の賠償は組合では負わないものとする。

6 受付システムの停止

組合は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、受付システムの運用を停止することができる。なお、受付システムを停止する場合は、期間等を利用者へ事前に周知するものとする。ただし、緊急の場合についてはこの限りではない。

- (1) 受付システムの保守・改良作業等を行うとき。
- (2) 受付システムに障害が発生し、復旧作業等行うとき。

7 損害賠償

組合は受付システムに障害が発生したことにより、利用者に損害が出た場合において、その損害の賠償は行わないものとする。なお、組合は、利用者が故意または受付システムの正規の利用方法に従わず、受付システムに損害を与えた場合は、その損害の賠償を求めることができる。